

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 『陸奥話記』の高階経重問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 哲照, Nonaka, Tessho メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000139">https://doi.org/10.57529/00000139</a>

# 『陸奥話記』の高階経重問題

野中哲照

## 一 はじめに

研究には、ここぞという要所がある。その謎が解ければ一気に視界が拓けるというポイントである。たとえば、『後三年記』の成立論では「侍り」への着眼がそうであった。『陸奥話記』研究では、高階経重問題がそれに当たる。

高階経重問題に照準を定めるに至る準備段階があった。高橋崇（一九九一）、伊藤博幸（一九九二）は笠栄治（一九六六）の文献批判を礎にして、従来の『陸奥話記』に依拠した前九年

合戦観に疑義を呈し、『今昔物語集』巻二五—一三話（以下、『今昔』前九年話と略す）にむしろ実相を伝える側面があることを指摘した。一方で、『陸奥話記』の著しい虚構性・誘導性や『今昔』前九年話の先行性（野中（二〇一四））や、『扶桑略記』『陸奥話記』の史料価値の低劣性（別稿）について指摘した。従来は、編纂史料である『扶桑略記』がまずは信頼され、それとの近似性を示す『陸奥話記』にも若干の虚構性はあるとしても一定の信頼性があるとみられており、相対的に『今昔』前九年話は説話集に収められている言説ゆえに史料価値の低いものとして軽んじられてきた（『陸奥話記』を翻訳したのが

『今昔』前九年話であるとすると論調が多かった。ところが、その史料の価値に逆転が起きたということである。

高階経重問題の解決は、『今昔』前九年話の史料的価値の高さを裏づけるものであり、『陸奥話記』の虚構性をさらに深く解き明かす糸口になるものである。

## 二 高階経重問題とは何か

### ——当該期の歴代陸奥守とその問題点——

前九年合戦に関わる時期の陸奥守については、『国司補任』によって、次のおり復元することができる。もちろん、『陸奥話記』『扶桑略記』を一級の根拠としての位置から遠ざけて組み立てた場合のことである。「任」は叙任、「停」はその任の停止、「見」は在職中であることが史料に見える（確認できるとの意）。

#### 十一世紀前半～中葉の陸奥守

- ・藤原済家 一〇〇九～一〇一三年
- (一〇〇九年、一〇一〇年、一〇一二年、一〇一三年に「見」でそれが任期五年の幅に合致。しかも一〇一四年に「前守藤原済家」と見える。)

・藤原貞仲 一〇一四～一〇一八年

(一〇一六年、一〇一八年に「見」で、前任との関係から起点を推定し、任期五年とみて終点を推定。)

・橘 則光 一〇一九～一〇二三年

(一〇一九年に「見」で、前任との関係から起点を推定。後任との関係から四年間半で辞したと推定。)

・平 孝義 一〇二三～一〇二八年

(一〇二三年、一〇二四年、一〇二五年、一〇二七年、一〇二八年に「見」で、後任との関係から終点を推定。五年間半となるが前任の残任期の調整とみる。)

・藤原朝元 一〇二九～一〇三二年

(一〇二九年に「任」、一〇三一年十月に「卒」なので起点と終点は明確。三年間。)

・藤原兼貞 一〇三二～一〇三六年

(一〇三四年に「見」で、前任・後任との関係から起点・終点を推定。四年間。)

・藤原頼宣 一〇三六～一〇四〇年

(一〇三六年十月は「任」で明確。そこから任期五

年とみて終点を推定。前任との間に一人辞退者がいたか。)

・源 頼清 一〇四一〜一〇四五年

(人名不詳ながらここに五年間の任期を仮に設定。一〇四八年に源頼清が「前守」として「見」えることから、それを当てはめうるところはここしかない。)

・藤原登任 一〇四六〜一〇五〇年

(頼清に次ぐ時期としての五年間の任期を仮に設定。『陸奥話記』は年月の操作はありえても実在しない人物を登場させるなどの虚構性はないと考えて、「永承の比」の藤原登任の任期をこのように推定。後任との関係から終点は確実。)

・源 頼義 一〇五一〜一〇五五年

(一〇五一年は「任」で『本朝統文粹』なので起点は確実。任期五年とみて終点を推定。『陸奥話記』は一〇五六年を「任終」とするが不審。この期間中の一〇五三年に「鎮守府將軍」に兼任で、これも『続本朝文粹』なので確実。)

・藤原良綱 一〇五六…A

(『陸奥話記』では姓名欠の「新司」、『百鍊抄』で「藤原良綱」。『扶桑略記』は「藤原良経」としてしかも翌年のこととするが、そうすると前任が六年間となるので、良綱の任陸奥守とその辞退が起きたのは一〇五六年とみたほうが妥当。『百鍊抄』に従うことになる。ただし源頼義の資格について、一〇五六年の『十三代要略』『百鍊抄』や一〇五七年の『諸道勘文』『百鍊抄』は「守」であるが、一〇五六年の『帝王編年記』、一〇五七年の『扶桑略記』や『帝王編年記』に「前守」とある。)

・源 頼義 一〇五六〜一〇六〇年

(右のとおり『百鍊抄』によって「任」が判明。そこから任期五年とみて終点を確定。このままだと後任との間に一年間のブランクが生じる。)

・高階経重 一〇六二年…B

(『扶桑略記』『陸奥話記』に「康平五年の春の月」とある。両書の史料価値の危うさゆえに、この年次も危うい。)

・源 頼義 一〇六一〜一〇六二年

(ここも不明。『陸奥話記』『扶桑略記』以外に史資

料がない。前九年合戦の終結とともに頼義は上洛している。終点は確実。しかしそれが陸奥守としての終点なのかは不明。鎮守府將軍としての任務終了の可能性もある。

本稿で問題にする箇所は、四角囲みのAおよびBなのだが、この時期の陸奥国守の流れをおおよそ把握するために、これより前の部分の歴代国守も明らかにした。

次節以降で述べるように、実在の高階経重の任陸奥守はこのAの時期なのかBの時期なのか不明である。これが、『陸奥話記』の高階経重問題である。

### 三 『今昔』前九年話と『陸奥話記』の関係

まず注目しておきたいのが、『今昔』前九年話と『陸奥話記』とで、高階経重の登場位置が大きく異なることである。『今昔』は説話集なので、暦時間の記述(年月日)が原資料に存在している。それを削除する傾向が強い。そのことをたとえば将門関係話で確認すると、『将門記』では「延長九年を以て」「承平五年十月廿一日を以て」「天慶二年十二月十一日を以て」などと四六か所にもわたって年・月・日のいずれかが明示されてい

るのに、それを翻訳した『今昔』巻二五―第一話「平将門、発謀反被誅語第一」(『今昔』将門話)では冒頭に「朱雀院ノ御時二」とあるだけでそれ以降は「初ハ」「其後」「時二」「其後、亦、程ヲ経ズシテ」「程二」「而間」「其時二」「而ルニ」「後二ハ」「間」などという暦時間を排除した時間表現しか出てこない。これは、原資料にあったものを意図的に除いたものと考えてよいだろう。しかしながら、『将門記』と『今昔』将門話とで、記事の順序が異なるところはない。この点が重要である。これを踏まえて、『陸奥話記』と『今昔』前九年話の、源頼義重任の経緯に関わるところに焦点を当てて比較すると、次のようになる。

「今昔」前九年話

永承の比、陸奥守藤原登任の征夷失敗

← 源頼義、任鎮守府將軍

← 大赦あつて安倍頼良、頼時と改名

← 阿久利川事件勃発（「守、任既ニ満タリ」）

← 源頼義による安倍氏追討開始

← 平永衡事件と藤原経清離反

← **頼義の任期終了、高階経重辞退により頼義再任**

← 安倍頼時の死（国解）

← 黄海合戦にて頼義軍苦戦

「陸奥話記」

永承の比、陸奥守藤原登任の征夷失敗

← 源頼義、任陸奥守・任鎮守府將軍

← 大赦あつて安倍頼良、頼時と改名

← 任期満了の年、阿久利川事件勃発

← 源頼義による安倍氏追討開始

← 平永衡事件と藤原経清離反

← **朝廷「新司」を任命するも辞退し源頼義重任**

← 天喜五年秋九月、安倍頼時の死（国解）

← 同年十一月、黄海合戦にて頼義軍苦戦

貞任・経清ら、ますます横行  
 ←  
 源頼義、清原氏に援軍を要請  
 ←  
 頼義・清原武則軍が安倍氏追討へ  
 ←  
 厨川の柵陥落、安倍氏滅亡

同年十二月、諸国兵糧・兵士到来なき訴え(国解)  
 ←  
 出羽守源兼長から源斉頼への交替、斉頼も非協力的  
 ←  
 貞任・経清ら、ますます横行  
 ←  
 源頼義、清原氏に援軍を要請  
 ←  
 康平五年春、高階経重に任陸奥守も辞退  
 同年秋七月、右への裁許が決定しなまま頼義・清原武則軍が安倍氏追討へ  
 ←  
 同年九月十七日、厨川の柵陥落、安倍氏滅亡

『陸奥話記』や『扶桑略記』によれば、高階経重は康平五年(一〇六二)春、陸奥守に任じられ、陸奥国まで下ってきたものの国人たちが前国守である源頼義に従っていたので、都に戻ったとある(前節のB)。ところが、『今昔』前九年話では、安倍頼時追討や黄海合戦より前の位置(天喜五年(一〇五七))

秋よりも前の時期)にそれが置かれている(前節のAに相当)。永承六年(一〇五二)に頼義が陸奥守に任じられたのはまず間違ひなく(『本朝文粹』「康平七年頼義奏状」)、それがかりに正月除目によるものと仮定すれば、そこから五年間の任期とみて、天喜三年(一〇五五)の末までが頼義の任期ということに

なり、高階経重は天喜四年（一〇五六）正月に陸奥守に任じられ辞退したと考えることもできるわけである（次節）。

問題を焦点化すれば、実際の高階経重の任陸奥守とその辞退は、天喜四年（一〇五六）なのか（A）『今昔』前九年話）、康平五年（一〇六二）なのか（B）『扶桑略記』『陸奥話記』ということである。「康平七年頼義奏状」に伊予守について「然る間、四年の任、二稔、空しく過ぐ」とあるように、国守の任期が形骸化していたとは見えない。都合により赴任が遅れたとしても、任期の原則は守られていたのである。

#### 四 頼義陸奥守在任の一期目と二期目のはざま

『今昔』前九年話のいうように高階経重の任陸奥守とその辞退を天喜四年（一〇五六）と考えた場合、解決しなければならぬ問題が出てくる。この年に陸奥守に叙任されたもう一人の人物、藤原良綱との関係である。経重と良綱とは一見すると任陸奥守の時期が重なっているように見えるのだが、史資料を丹念に読み解いてみると、そうではないことが判明する。

『百練抄』天喜四年（一〇五六）十二月二十九日条の記事がある。それによると、はじめは藤原良綱を陸奥守に任命したも

のそれを辞退したため、良綱を兵部大輔に移すという形をとって、同日、源頼義を陸奥守に「更任」（重任）するという事になった。

源頼義、更に陸奥守に任ず。征夷の為なり。陸奥守良綱、兵部大輔に遷任す。

ここで問題になるのは、十二月二十九日の日付である。通常、受領の除目は正月と八月である。前任者の病氣理由の辞任に伴う臨時の除目はいつでもありえたのだろうが、当時の記録類を見ても、春・秋の年二回の除目は守られていたようである。そのことを前提として考えると、十二月二十九日の記事は、翌天喜五年（一〇五七）の正月除目の内定記事なのだろうと察せられる。

一方で、一期目の源頼義の任陸奥守の起点が永承六年（一一〇五）であることは、まず動かない（先述）。藤原良綱のこの叙任も正月除目であるし、高階経重の赴任に「春の月」（『扶桑略記』『陸奥話記』）とあることからすると（虚構の性格や意図から考えて「年」の虚構はあったとしても「月」の虚構はなかったとみる）、この時期の陸奥守に関する叙任は正月除目で行われていたように見える。起点が半年ずれると、終点も半年ずれることになるからである。そう考えると、頼義の一期目の任陸

奥守は永承六年(一〇五二)の正月であろうと推測することになる。一般の国守の任期は四年であるが、陸奥守は遠隔地の特例として五年任期であった(『国史大辞典』)。永承六年正月から起算すると、頼義を重任させるかどうかは天喜三年(一〇五五)の暮れに議論されていなければならぬ。藤原良綱の名が出てくるよりも一年前のことである。その時期に、高階経重の名が出ていたと考えることもできるわけである。この想定は、『今昔』の位置とも齟齬しない。

こうなっていると、天喜四年(一〇五六)八月三日条の『帝王編年記』の源頼義に「前守」とあることは看過できない。ここが『十三代要略』では「陸奥守」となっているのだが、それにしてなぜ『帝王編年記』に「前守」などという表現が出ているのか、そこを問題にしなくてはならない。翌天喜五年(一〇五七)八月十日条にまで『扶桑略記』『帝王編年記』にも「前守」と出てくるのは史料的な問題があるのかもしれないが(頼義はその正月に陸奥守に「更任」されているゆえ。『百練抄』)、頼義の陸奥守の二期目(重任)は、自明のことではなかったのではあるまいか。頼義がプランクもなく連続して一期目から二期目へと重任されていたなら、この時期の頼義に「前守」などという表現が三例も残されるはずがない。また、頼義の一期目

の任期が臨時的に延長されて六年になるような状況があったとしても、同時代史料にかすかながらでも「前守」の表現の出ることが説明できないことになる。文献学的に考えても、「前守」とあった史料から「前」が取れて「守」になる過程は想定しえたとしても、「守」に何の理由もなく「前」が付されて「前守」になることは考えにくい。

このように考えると、高階経重も藤原良綱も、本来は、源頼義の一期目と二期目のはざまに陸奥守の後任として指名された人物だったのではないだろうか。厳密に想定すると、天喜三年(一〇五五)の暮れに頼義の一期目の任期が終了し、後任の高階経重が翌四年の正月除目で叙任され、陸奥国にいったん下ったものの(ここは『扶桑略記』『陸奥話記』の表現による想定)、何らかの不都合によって都に戻って辞任したということである(その不都合とは、源頼義と安倍頼時の合戦である。別稿で詳述)。経重の辞任によって後任選びは難渋し、約一年間は陸奥守の空白期間が生じてしまった。そこで、『百練抄』天喜四年(一〇五六)十二月二十九日条にあるように藤原良綱を陸奥守に任命したもののそれも辞退されたため、良綱を兵部大輔に遷任し、結局、陸奥守は源頼義を「更任」することになってしまった。一年間に、高階経重、藤原良綱の二名の辞退者が出た

という推定である。

藤原良綱については『百練抄』という史料の裏付けが存在するのだが、高階経重については、前任の陸奥守（一期目の頼義）の任期が天喜三年（一〇五五）末に終了しているはずであることと、『今昔』前九年話の経重辞任の位置を合わせて得られた推定である。高階経重がその時期に陸奥守に任じられるにふさわしい状況であったのかどうか、裏付けが必要になってくる。

## 五 高階経重の経歴・出生年の復元

### 1 高階経重の経歴

前節の結論を補強するためには、高階経重の経歴や年齢を復元する必要がある。高階経重は、『陸奥話記』に出てくる以外に、史資料にほとんど登場しない。『尊卑分脈』によれば、高階明順の子で、「大和守従四（位）下」「新古今作者」とある。「大和守」以外に、歴任官職の記載はない。兄に「筑前守正五位下」の成順がいる。「正五位下」の兄よりも「従四位下」の経重のほうが出世したかのように見えるが、兄には法名「乗蓮」の記載もあることから早世（あるいは病弱のための出家）したために極位が低いのだろう。父明順は「正四位下」、伯父助順

も「正四位下」、同じく伯父信順は「従四位上」なので、順当に行けば四位にまで昇りうる家柄だったようだ。『国司補任』によっても、『扶桑略記』や『陸奥話記』に記載の「陸奥守」（康平五年）、『尊卑分脈』に記載の「大和守」（時期不明、後述）の記載があるのみである。これ以外に、若いころ「陸奥の介」として赴任したことが『新古今和歌集』によって知られる（後述）。天喜四年（一〇五六）の任陸奥守は、その経験を買われてのことであつたらうと察せられる。ほかに、経忠という子をして他家に養子に出した時に遠江守であつたこともわかっている（後述）。このように経重は、陸奥介、遠江守、陸奥守（辞退）、大和守を歴任したところまでは判明する。

### 2 高階経重の推定出生年

高階経重は、経歴がほとんど不明ながら、その年齢はある程度推定することができる。経重の祖父成忠は、『尊卑分脈』によれば長徳四年（九九八）に七十三歳（異本では七十二歳）で没している<sup>1</sup>ので、その生年は延長三年（九二五）となる。世代間隔を二十五〜三十五年とすれば経重の父明順は、九五〇〜九六〇年ごろの生まれとなる。さらにそこから二十五〜三十五年の間隔をとると、経重の生年は九七五〜九九五年ごろとなる。

その真ん中を採ると、九八五年前後の生まれと推定することになる(結果的にこれは世代間隔を三〇年で計算したことになる)。成忠の次男が明順、明順の次男が経重であることを勘案すると、若干時代を下げて九九〇年前後のほうが蓋然性は高くなる。

(1) じつは、成稿の作業過程において、世代間隔を二〇〜三〇年で計算していた時期があった(平均二五年)。そうすると、高階経重の息女が結婚して六歳で藤原行実を出産しなければならぬという不都合なところが出てきた。よって、世代間隔を二五〜三五年と修正することにした。世代間隔は時代によっても家柄によっても傾向が異なってくるので、一律に考えることが難しいものの、この時期のこの階層の人々は、おおむね三〇歳前後を平均的な世代間隔と考えてよさそうだ。たとえば、次項の藤原範永の先祖は生没年がよくわかっていのだが、清経(八四五〜九一五年)と元名(八八三〜九六四年)父子の間隔は三八年、その元名と文範(九〇九〜九九〇年)父子の間隔は二六年である。平均すると、三三年となる。長子、次子が女子であれば系図に残りにくいだろうし、実際には生まれた子がいたとしても夭折することもあるだろう。三〇年前後を、この時代のこの階層の世代間隔の平均と考えてよいようだ。

経重が若いころ「陸奥の介」として任地に赴く際、「範永朝臣」と和歌の贈答をしている(『新古今和歌集』巻九「離別歌」八六八番・八六七番)。経重が都に残る範永に、行く末に阿武隈川のなかりせばいかにかせましけふの別れを

などと再会を期待する趣旨の歌を贈ると、範永は、

君に又阿武隈川をまつべきに残りすくなきわれぞかなしきと心を共にしていることを伝えて慰めた。同世代の友人であろう。「残り少なき」の表現から範永の年齢が上ではないかと疑えそうだが、同志的な心の通わせ方からみて、ほぼ同世代と言ってよい範囲内だと考えられる(後述の範永の推定年齢からも)。新日本古典文学大系の脚注も、「地方官の任期は四年なのだが…」と範永の反応が大きさであると指摘している。超現実的で観念的な表現指向に支えられた歌(幽玄につながる)であるからこそ、この贈答が『新古今和歌集』に採られたのだろう。この表現を真に受けて、二人の年齢を老境だと考えてはならないということである。それに、経重の職歴から考えても、「陸奥の介」であったのは三十代以前であると考えると間違いない。

(2) 範永については千葉義孝(一九七〇)に詳細な考証がある。次項で取り上げるように、その出生年の想定などに異論はない。

しかし右の歌について、信頼性の危うい『扶桑略記』やそれに依拠したらしき勅物を根拠にして康平五年（一〇六二）のことと定めたのは残念である。「陸奥の介」という表現を無視して、陸奥守として解釈してしまったところにも問題がある。この歌の贈答は、気心の知れた友人同士遊び感覚の所産ではあるまいか。

### 3 藤原範永の推定出生年との整合性

藤原範永の年齢もおおよそ推定できる。範永の曾祖父文範は『公卿補任』によれば長徳二年（九九六）に八十八歳で没しているので、その生年は延喜九年（九〇九）となる。そこから世代間隔を二五〜三五年とすると文範の子為雅は九三四〜九四四年ごろ生まれ、さらに為雅の子中清は九五九〜九七九ごろ生まれ、そして範永は九八四〜一〇〇四年ごろの生まれとなる。その真ん中を探ると、範永は九九四年前後の生まれと推定することになる（これも世代間隔を三〇年で計算したことになる）。このような粗い推定と違って、千葉義孝（一九七〇）は範永の系譜を極めて詳細に復元して、その結論として範永の生年を正暦四年（九九三）ごろと推定している。世代間隔を用いた推定と、結果的に一年しか違わないことになる。先に経重を九九〇

年前後の生まれと推定したが、二人はほとんど同年齢なのかもしれない。

また、範永の母は山井三位の号で知られた藤原永頼の娘であることが知られている。永頼の生年は延喜二十二年（九二二）で、千葉はこの女性の出生年を応和二年（九六二）ごろと推定している。範永の出生年を正暦四年（九九三）ごろとする千葉の推定に従えば、この女性が二十九歳の時に範永を産んだことになるが、そこにも矛盾や不整合は認められない。間接的にはあるが、この永頼女（親子関係）―範永―（友人関係）―高階経重の構図は整合的であるといえる。

### 4 藤原行実およびその母の推定出生年との整合性

ほかに、藤原行実の存在から経重の年齢に迫る方法もある。『中右記』承徳二年（一〇九八）八月二十七日条や『本朝世紀』康和五年（一一〇三）八月十四日条などによれば、行実は永保四年（一一〇四）に白河帝の藏人となり、翌年右衛門権少尉に任ぜられ、寛治二年（一一〇八）、従五位下淡路守に進んでいる。応徳二年（一一〇八七）に白河院の院判官代、寛治四年（一一〇九〇）に従五位上、ついで正五位下と上り、寛治五年（一一〇九一）、甲斐守に任じられている。寛治八年（一一〇九四）に従

四位下、嘉保三年(一〇九六)に従四位上、康和二年(一一〇〇)に正四位下に進んだ。康和五年(一一〇三)の正月除目で、尊勝寺の造宮費寄進の功により武藏守に任じられたが、その半年後の八月十三日に死去している。

『本朝世紀』同日条の「母従四位上大和守高階経重朝臣女」や『尊卑分脈』の行実の傍注に「母大和守高階経重女」とある点が推計の起点となる。行実の母方の祖父が、経重ということである。一般に、判明している人物の生没年をもとにして不明の人物の生没年を推定する方法は古くから行われていたものがあるが、そこに子を儲けた女性が入ると出産適齢期の問題が絡むので、より有効に推定年齢や推定生没年を絞ることができるといえる。

行実の年齢はわからないものの、その祖父邦恒は治暦三年(一一〇六)に八十二歳で卒している(『尊卑分脈』)、寛和二年(九八六)生まれであることがわかる。するとその子・行房は一〇一一〜一〇二一年ごろの生まれと推定することになり、さらにその下の行実は一〇三六〜一〇五六年ごろの生まれと推定することになる。行実が武藏守に任じられ、半年後に急逝した康和五年(一一〇三)には四十八歳〜六十八歳あたりということになる。無理のない推定だろう。

かりに、行実を生んだ「高階経重女」を夫行房より五歳下と推定すると一〇一六〜一〇二六年ごろの生まれとなる。その下限である一〇二六年生まれとして、その女性が一〇三六年(行実の推定出生年の上限)、すなわち数え年十一歳で出産することは考えられない。ということは、経重の息女の推定生年の幅はもう少し上げて、一〇一一〜一〇二一年の生まれと考えたほうがよい。すると二十五〜三十五歳で行実を産んだことになり、無理のない推定となる(経重息女の生年下限は一〇二一年で、行実の生年上限は一〇三六年なので十五歳での出産を想定する部分が含まれているが、息女の生年が下れば行実の生年も下るといふ連動性の推定である)。経重息女の年齢についてのこのような微調整により、結果的に彼女は夫行房とほぼ同年齢ということになる。

ここまでは、邦恒―行房―行実の系譜から(つまり経重の生年をここに関わらせないで)、経重息女の生年を一〇一一〜一〇二一年と推定した。この女性は、九九〇年ごろ生まれの経重にとって、二十一歳〜三十一歳ごろの子ということになり、この両者の推定が結果的に矛盾なく符合するという点が重要である。

## 5 藤原経忠の養子問題との整合性

経重には、もう一人、子がいる。経忠である。『尊卑分脈』の藤原経忠に「実は遠江守高階経重三男。経任卿、初日より子と成し、姓を改む」とあるように、生まれてすぐ藤原経任の養子になったようだ。経任は治暦二年（一〇六六）に六十七歳で没していることから（『公卿補任』、長保二年（一〇〇〇）の生まれであることがわかる。『尊卑分脈』でも養子経忠以外に子は見えないことから、経任が壮年を過ぎてから子のないことを憂いて、経忠が生まれたらすぐ養子にする約束を高階経重から取り付けていたのだろう。この一件が一〇三〇年ごろだと早すぎる。経任自身がまだ三十歳ほどなので、自らの子を儲ける可能性は諦めていなかっただろう。逆に、余生少なくなつて一〇六〇年ごろとも考えにくい。成長しきつた子を引き取つたのではなく、生まれてすぐの子を引き取つているのであるから、その子の生い先をある程度見届けるつもりで受け入れたのだろう。また、経重の生年を九九〇年ごろと推定したので、養子の一件が一〇五〇年代に入つてしまうと、経重は六〇歳代で子を儲けたことになり、それも考えにくい。いちばん整合性の取れそうなのは、一〇三五年ごろである。経任は三十五歳になつて自らの子が生まれることを諦めかけていた時期に当たり、経重

は四十五歳前後でまだ子を儲けることができそうな時期だからである（経重の生年を九九〇年前後と推定したが、たとえば九五年だとすると四十歳で経忠を設けたことになり、蓋然性ももっと高まる）。常識的に考えて、自らの初めての子を養子に出すことは考えにくい。何人もの子に恵まれて、一家の存続が安定的になつてきて、末子を養子に出す環境が整うのである。ゆえに、「三男」である経忠が養子に出されたのだろう。このことはまた、経忠以降に子がどんどん生まれたのではないだろうということも想像される（十人ほどの子供の真ん中あたりなのではなく、末子あたりなのだろうと）。高階経重にとって、最後のほうの子供が経忠であつたのだろう。先に検討した経重の娘（武蔵守行実の母）の生年が一〇二一〜一〇三一年であることから、この女性が高階経重の長子であつて経忠が末子だと仮定すると一〇二二年〜三五年前後の約五年〜一五年間が、経重が子を儲けた期間の候補となる。これも、無理のない推定だろう。

## 6 高階経重の推定出生年からみた任陸奥守の時期

以上のように、経重自身の系譜から、友人範永の系譜から、孫行実の系譜から、子経忠の養子化の時期からとそれぞれに推

定してみても、結論は、ずれない。周囲とのさまざまな角度からの整合性で固めた結論として、高階経重の生年は、九九〇年前後（幅を見て九八五年～九九五年）と考えてよいだろう。

ここからが問題である。九九〇年ごろ生まれの高階経重が陸奥守に任じられる年齢として、康平五年（一〇六二）春だと七十二歳（若くみて六十七歳）の高齢になってしまう。いくら陸奥介の経験があるからといっても、遠隔地である陸奥国に六十歳～七十七歳の経重を送り出すことを想定するのは、無理があるのではないだろうか。これが、天喜四年（一〇五六）春だと経重は六十六歳前後となり、違和感はいくぶん軽減される（それでも高齢だが）。叙任する側はその年齢でも良しと考えて任命したものの、それを受け止めた側の経重は陸奥国にいったん下向し混乱状況を目の当たりにして辞退することにしたという想定である。

経重の任陸奥守は、その時期が上がるほど可能性は高くなり、下がるほど低くなる。この点が重要である。次節の任大和守との関係で、そのことが決定的となる。

## 六 高階経重の任大和守との関係

高階経重の極位極官は、従四位下大和守である。『本朝世紀』康和五年（一一〇三）八月十四日条の行実死去の記事（先述）に「母従四位上大和守高階経重朝臣」とあったり、『尊卑分脈』の経重の傍注に「大和守従四下」とあったりする。ということは、彼が陸奥守に任じられてそれを辞退した一件は、彼の任大和守より前のことと位置づけられることになる。経重が大和守であった時期は、いつごろのことだろうか。

『国司補任』によれば、十一世紀の大和守はその多くが判明している。一〇二〇年代以降の大和守を列挙すると、次のようになる（依拠史料は『小右記』『左経記』『範圍記』など。任期の推定にあたっては、病気等による途中交替もありうるが四年任期の原則があることと、正月か八月に定例の除目が行われていることを勘案した）。

十一世紀前半～中葉の大和守

・源政職 一〇二一～一〇二四年

（一〇二二年と一〇二四年に「見」。四年任期によって推定。）

・藤原保昌 一〇二五～一〇二八年

(一〇二五年の「任」と一〇二八年の「見」から推定。)

・源 頼親 一〇二九～一〇三二年

(一〇二九年、一〇三一年、一〇三二年十一月まで

「見」。前任の保昌が最終年十月でも「見」なので頼親の任は翌年の正月除目とみる。)

・不明期間 一〇三三～一〇三五…A

・藤原義忠 一〇三六～一〇四一年

(一〇三六年の「任」は明示。一〇四一年二月まで「見」で十月か十一月に死去。)

・不明期間 一〇四二～一〇四五…B

・源 頼親 一〇四六～一〇五〇年

(一〇四六年、一〇四七年、一〇四八年、一〇四九一年に「見」、一〇五〇年正月に流罪。)

・藤原 某 一〇五〇～一〇五四年

(名欠で「藤原」が一〇五〇年、一〇五四年十一月二十三日まで「見」。「藤原」であって少なくとも高

階が排除される点が重要。)

・不明期間 一〇五五～一〇五八年…C

(前任の藤原某が一〇五四年十一月まで「見」であるからその後任は翌年の正月除目。)

・藤原範国 一〇五九～一〇六二年

(一〇五九年三月に名欠の「藤原」が「見」、一〇六〇年十一月まで範国の名で「見」、任期四年とみて

前後の関係から推定。)

・藤原成資 一〇六三～一〇六五年

(一〇六六年正月に「前守」として「見」ゆえ、一〇六五年の末まで。三年間だが中途の辞任か。)

・不明期間 一〇六六～一〇七一年…D

・源 兼行 一〇七二～一〇七四年

(一〇七二年七月の「任」。定例の除目より早い時期なので前任者が途中で辞任か。不明期間が五年間あり、Dの期間に二人の国守がいたか。)

このように歴代の大和守とその在任期間を推定することができる。不明期間A～Dの四か所のどこかに、高階経重の大和守在任が入ることになる。

このうち、Dはまず考えにくい。なぜならば、経重の出生を九九〇年前後と推定したからである。もし経重が一〇六六年に大和守に任じられていたとすると、七十六歳前後ということになる。無理があるだろう。

同じように任じられた時の推定年齢を当てはめると、Aは四十三歳前後、Bは五十二歳前後、Cは六十五歳前後となる。権門の家柄でもない受領クラスの役人が生涯をかけて這いあがった極官が大和守なのであるから、四十三歳のAは若すぎるだろう。それより前の時期(二十代)に遠江守や陸奥守(たとえ辞退したにしても)の期間が入るとは考えにくいからだ。残るは、BかCということになる。

陸奥国は遠国で大国、大和国は畿内で大国である。同じ大国だが、たとえば畿内で上国の摂津国、近国で大国の近江国・伊勢国、近国で上国の紀伊国などと比べると陸奥守は見劣りがし、彼の経歴の中で陸奥守と任大和守とは雲泥の差があるといえる。壮年期に早世(出家)したらしき兄成順が正五位下で筑前守(遠国で上国)どまりであったことを想起すると、弟経重が五十二歳で大和守に任じられたと想定すると、これもやや若すぎる。

このように突き詰めると、経重が従四位下大和守に叙任され

た時期は、Cの可能性がもつとも高いということになる。Cの前後の大和守は「任」や「停」の記録がなく、いずれも「見」ばかりである。ゆえに多少の誤差が生じるわけだが(病気に伴う前任者の辞任など)、経重が天喜四年(一〇五六)春に陸奥守を辞退してその代わりに大和守に任命されたとすると、Cの時期はちょうどそこに当てはまることになる。

重要なのは、経重が大和守に任じられた時期として、藤原範国(一〇五九〜一〇六二年)や藤原成資(一〇六二〜一〇六五年)の在任期間が除外される点である。なぜならば、これによって経重が極官である大和守の職を得たのが一〇五八年以前であることが確定し、それより前の時期に任陸奥守とその辞退の一件があったことも同時に定まるからである。これが、『陸奥話記』や『扶桑略記』ではなく『今昔』前九年話の時期と符合することになる。『陸奥話記』が経重任陸奥守の時期を操作したことは、決定的である。

## 七 高階経重の任遠江守との関係

高階経重自身の経歴では陸奥守・大和守に任じられたことがわかっていないのだが、『尊卑分脈』の藤原経忠に「実八遠

江守高階経重三男」とあることよって、遠江守であった時期が存在することもわかる。しかも、大和守が経重の極官であることは動かないだろうから、それ以前に陸奥守や遠江守であった時期があったということになる。陸奥国は遠国で大国だが（前節）、遠江国は中国の上国である。距離では遠江国、格では陸奥国のほうが上ということになり、一長一短あって、どちらに任じられたのが先かはこれだけでは決めがたい。

ここで注意を要するのは、『尊卑分脈』の傍注「実は遠江守高階経重三男」という書き方である。通常は極官極位を記すはずなのに（ゆえに一方では経重には「大和守」と記す）、ここでは遠江守と記しているという点である。これは、経忠が経任の養子に入った時の実父経重の官職を記したものと考えてよいだろう。第五節第五項で経忠の生年を一〇三五年前後と推定したが、その時期に経重は遠江守であったということになる。推定年齢四十五歳前後で、下積み期間（たとえば陸奥介など）が終わって受領として駆け出したころではないかと考えられる。それより前に陸奥守（任期五年の大役）に任じられた（辞退したとはいえ）とは考えにくいので、経重の経歴はおそらく（陸奥介…↓…遠江守…↓…陸奥守…↓…大和守）であったらうと推測することができる。

『国司補任』によれば、歴代の遠江守は、次のように推定復元することができる。

十一世紀前半の遠江守

・藤原兼成 一〇一九～一〇二二年

（一〇一九年は正月除目で「任」、そこから任期四年とみて終点を推定。）

・源安道 一〇二三～一〇二六年

（一〇二三年七月に「見」、前任との関係から起点を推定。そこから任期四年とみて終点を推定。）

・藤原永信 一〇二七～一〇三〇年？

（一〇二九年に「見」、前任との関係から起点を推定。そこから任期四年とみて終点を推定。ただし病氣による早めの交替などがありうるので、このあたり誤差が生じる。一〇二九年前後が永信であったことだけは間違いない。）

・不明期間 一〇三一～一〇三四年？…E

・不明期間 一〇三五？～一〇三八年？…F

（ここまで前から順に推定してきたが、次の菅原明任の「任」が一〇四〇年ではっきりしているので、

ここまでの不明期間はおそらく二人ではなく三人の遠江守が入っていたものと考えられる。

- ・菅原明任 一〇四〇～一〇四三年
- (一〇四〇年は正月除目の「任」、そこから任期四年とみて終点を推定。)

不明期間 一〇四四～一〇四七年…G

不明期間 一〇四八～一〇五一年…H

不明期間 一〇五二～一〇五五年…I

不明期間 一〇五六～一〇五九年…J

・橘 資成 一〇六〇～一〇六三年

(一〇六〇年七月に「見」。起点も終点もあいまいだが、この前後に資成が遠江守であったことだけは確実。)

このように、G・H・I・Jのようにまとまった不明期間が存在することは残念だが、幸いここではそのことが支障をきた

さない。高階経重が遠江守であった時期は、彼が子を儲けられる時期でなければならぬからである。そう考えると、EとFがその候補となる。前後の藤原永信期や菅原明任期と重なっていないのを確認できたことが、収穫である。経重が経忠を儲けたのを一〇三五年前後と推定したが、それがちょうどEとFの真ん中に収まっているということである(経任のほうが地位が高いので、その口利きによって経重の任遠江守が実現したのだとすれば、養子の約束もその見返り的な意味をもつものとなるうか)。

高階経重の任遠江守との関係からみても、彼の生年の推定や任陸奥守との関係で矛盾を生じるところがないということである。

## 八 おわりに

高階経重の任陸奥守の時期については、『今昔』前九年話のほうが史実を反映したものであろうということが明らかになった。同時に、『陸奥話記』の表現主体が、高階経重の任陸奥守およびその辞退の一件を天喜四年(一〇五六)春から康平五年(一〇六二)春へと六年も後ろにずらしたことも明らかになっ

た。物語全体の視界からすると、実際には同時期に辞退者が二人連続していたのを物語内で二か所に引き離した操作であるともいえる。ただし、そのような虚構化の操作を行った意図についての分析は、次稿に譲りたい。

本稿で問題にしたのは、そのことだけではない。天喜四年正月に高階経重が、そして翌五年正月に藤原良綱が陸奥守に任じられながら二人とも辞退したという点も、きわめて重要である。天喜四年の九々一年間は、空白の一年間ということになってしまふからである。後任の国守が決まるまでは引き継ぎのため前任者が滞在することはありえなようである。この一年間は、源頼義が「前陸奥守」でありながら陸奥国府に滞在しているという玉虫色のな年であった。この天喜四年に何が起こったのか、そのことも別稿で述べることにする。

じつは、これらのこと以上に重要なことがある。高階経重問題は、源頼義の陸奥守在任期間の問題、ひいては前九年合戦観に関わる重大問題なのである。前九年合戦を、清原武則が参戦してからの二か月間であったとする認識が、一方には存在していた〔野中（二〇一五）〕。『扶桑略記』所載『奥州合戦記』の存在が、なによりの証拠である。現存『陸奥話記』もその直接の影響下にあるらしく、表現の密（観念的）なる後半部と疎（実

録的）なる前半部との著しい位相差を生じている。その『陸奥話記』でさえ、武則参戦の直前には四年半ほどの空白期間があったことになっている。十二年間も安倍氏との戦闘が続いていたなどは、とても言えないということである。頼義のことを『陸奥話記』では「将軍」と称し、『今昔』前九年話では「陸奥守」と称しているわけだが、そもそもこの戦いは、頼義が安倍氏を追討したとする結果が先行し、それをどう位置づけるべきかの認識や評価が遅れていたことを如実に物語っている。十一世紀後半にどのような勢力関係が存在し、いかなる綱引きが繰り広げられていたのか、そのような時代相が読めなければ、史資料も物語も読めないということである。

#### 文 献

- 伊藤博幸（一九九二）「六箇郡之司」権に関する基礎的考察」『岩手史学 研究』75号
- 高橋 崇（一九九二）『蝦夷の末裔——前九年・後三年の役の実像』東京・中央公論社
- 千葉義孝（一九七〇）「藤原範永試論——和歌六人党をめぐって——」『国語と国文学』47巻8号／『後拾遺時代歌人の研究』（勉誠社、一九九二）に再録。
- 野中哲照（二〇一四）『陸奥話記』と『今昔物語集』前九年話の先後関係」『鹿児島国際大学大学院学術論集』第6集
- 野中哲照（二〇一五）『歴史の纂奪——清原氏の物語』から（源氏の物

語〕へ——』『いくさと物語の中世』東京・汲古書院  
〔笠 栄治(一九六六)『陸奥話記校本とその研究』東京・桜楓社

使用テキスト

『陸奥話記』：新編日本古典文学全集(小学館、二〇〇二)

『百練抄』『扶桑略記』『帝王編年記』『本朝世紀』：新訂増補国史大系(吉

川弘文館、一九二九・一九三二・一九三三・一九三三)

『殿暦』：大日本古記録(岩波書店、一九六〇)

『今昔物語集』『新古今和歌集』：新日本古典文学大系(岩波書店、一九

九四・一九九二)

『一代要記』

『十三代要略』

※漢文体史資料については、わたくしに訓読して示した。